

(様式1)

小国狩猟鳥獣捕獲禁止区域 指定計画書

1 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の概要

- (1) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の名称
小国狩猟鳥獣捕獲禁止区域
- (2) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の区域
別添区域説明図のとおり
- (3) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の存続期間
令和6年11月1日から令和16年10月31日まで(10年間)

2 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定に関する指針

- (1) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定目的
平成26年以降、小国鳥獣保護区周辺においては、ツキノワグマの出没やニホンザル、イノシシなどによる農作物被害が多発しているほか、ニホンジカの出没も見られる状況となっており、今後更なる出没や被害の拡大が懸念されている。農作物被害の抑制及び住民の安全確保の観点からは、狩猟の解禁が必要な段階となっている。
一方、小国鳥獣保護区における特別保護地区以外の区域のうち、北部の区域については、生息環境の変化などによりヤマドリやノウサギの生息数が減少傾向にある。
以上のことから、イノシシ、ニホンジカ及びツキノワグマの狩猟に制限を設けない狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定振替し、鳥獣全般の保護を図りつつ、農作物被害の抑制及び住民の安全確保を図ることとする。
- (2) 管理方針
ア 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
イ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。
ウ 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、生息に影響のない範囲で、区域内に整備された「健康の森横根」を通し、自然とのふれあいの場並びに環境教育及び学習の場として活用を図る。

3 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の面積内訳

別表1のとおり

4 指定区域における鳥獣の生息状況

- (1) 当該地域の概要
ア 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の位置
小国町の中心から南西部に位置する。
イ 地形、地質等
標高200メートルから500メートルの丘陵地帯である。
ウ 植物相の概要
ミズナラやコナラ等の落葉広葉樹林の中にスギ・カラマツ林等が混在する植生である。

エ 動物相の概要

ツキノワグマやニホンカモシカといった大型鳥獣をはじめとする森林鳥獣が生息している。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表2のとおり

イ 獣類

別表3のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

① 当該地域の加害鳥獣及び被害作物・樹木名等

種名	主な被害作物・樹木名等
ツキノワグマ	スギの皮剥ぎ

② 小国町の年度別個体数調整許可件数

種名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
ツキノワグマ	1	1	1	3

5 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定及び維持管理に関する事項

(1) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域用制札 12本 ()

※ () 内の数値は既設の本数

6 参考事項

なし

別表1 小国狩猟鳥獣捕獲禁止区域の面積内訳

小国狩猟鳥獣捕獲禁止区域 指定計画書

◆形態別面積内訳

	狩猟鳥獣捕獲禁止区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	0 ha	1,182 ha	1,182 ha
林野	ha	1,141 ha	1,141 ha
農耕地	ha	0 ha	0 ha
水面	ha	10 ha	10 ha
その他	ha	31 ha	31 ha

◆所有別面積内訳

	狩猟鳥獣捕獲禁止区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
平			
国有地	ha	608 ha	608 ha
国有林	ha	608 ha	608 ha
林野庁所管	ha	608 ha	608 ha
制限林	ha	582 ha	582 ha
保安林	ha	582 ha	582 ha
砂防指定地	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha
普通林	ha	26 ha	26 ha
文部科学省所管	ha	ha	ha
国有林以外の国有地	ha	ha	ha
環境省所管	ha	ha	ha
地方公共団体有地	0 ha	90 ha	90 ha
都道府県有地	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha
市町村有地等	0 ha	90 ha	90 ha
制限林地	ha	ha	ha
保安林	ha	40 ha	40 ha
砂防指定地	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha
普通林地	ha	50 ha	50 ha
その他	ha	ha	ha
私有地等	0 ha	474 ha	474 ha
制限林地	ha	151 ha	151 ha
保安林	ha	125 ha	125 ha
砂防指定地	ha	ha	ha
その他	ha	26 ha	26 ha
普通林地	ha	292 ha	292 ha
その他	ha	31 ha	31 ha
公有水面	ha	10 ha	10 ha
計	0 ha	1,182 ha	1,182 ha

◆他法令による規制区域

	狩猟鳥獣捕獲禁止区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha
特別地域			
普通地域			
自然公園法による地域	0 ha	55 ha	55 ha
特別保護地区	0	0	0
特別地域	0	55	55
普通地域			
文化財保護法による地域	ha	ha	ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に()書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で〈 〉書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び県指定自然環境保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2)

鳥類

小国狩猟鳥獣捕獲禁止区域

目	科	種または亜種	種の指定等(国)	種の指定等(県)	備考	
キジ目	キジ科	ヤマドリ	—	NT	留鳥	
		キジ	—	—	留鳥	
カモ目	カモ科	○ オシドリ	DD	NT	夏鳥	
		マガモ	—	—	冬鳥	
カッコウ目	カッコウ科	○ カルガモ	—	—	留鳥	
		ツツドリ	—	—	夏鳥	
タカ目	タカ科	カッコウ	—	NT	夏鳥	
		トビ	—	—	留鳥	
フクロウ目	フクロウ科	フクロウ	—	EN	留鳥	
ブッポウソウ目	カワセミ科	ヤマセミ	—	VU	留鳥	
キツツキ目	キツツキ科	アカゲラ	—	—	留鳥	
ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ	VU	VU	留鳥	
スズメ目	カラス科	○ カケス	—	—	留鳥	
		○ ハシブトガラス	—	—	留鳥	
		シジュウカラ科	コガラ	—	—	留鳥
		○ ヤマガラ	—	—	留鳥	
		○ ヒガラ	—	—	留鳥	
		シジュウカラ	—	—	留鳥	
		ヒヨドリ科	ヒヨドリ	—	—	留鳥
		メジロ科	メジロ	—	—	留鳥
		カワガラス科	カワガラス	—	—	留鳥
		ヒタキ科	コルリ	—	NT	夏鳥
			キビタキ	—	—	夏鳥
			オオルリ	—	NT	夏鳥
		スズメ科	○ スズメ	—	—	留鳥
		セキレイ科	セキレイ	—	—	留鳥
ホオジロ科	ホオジロ	—	—	留鳥		
		カシラダカ	—	—	冬鳥	
合計	9目	17科	28種			

(別表3)

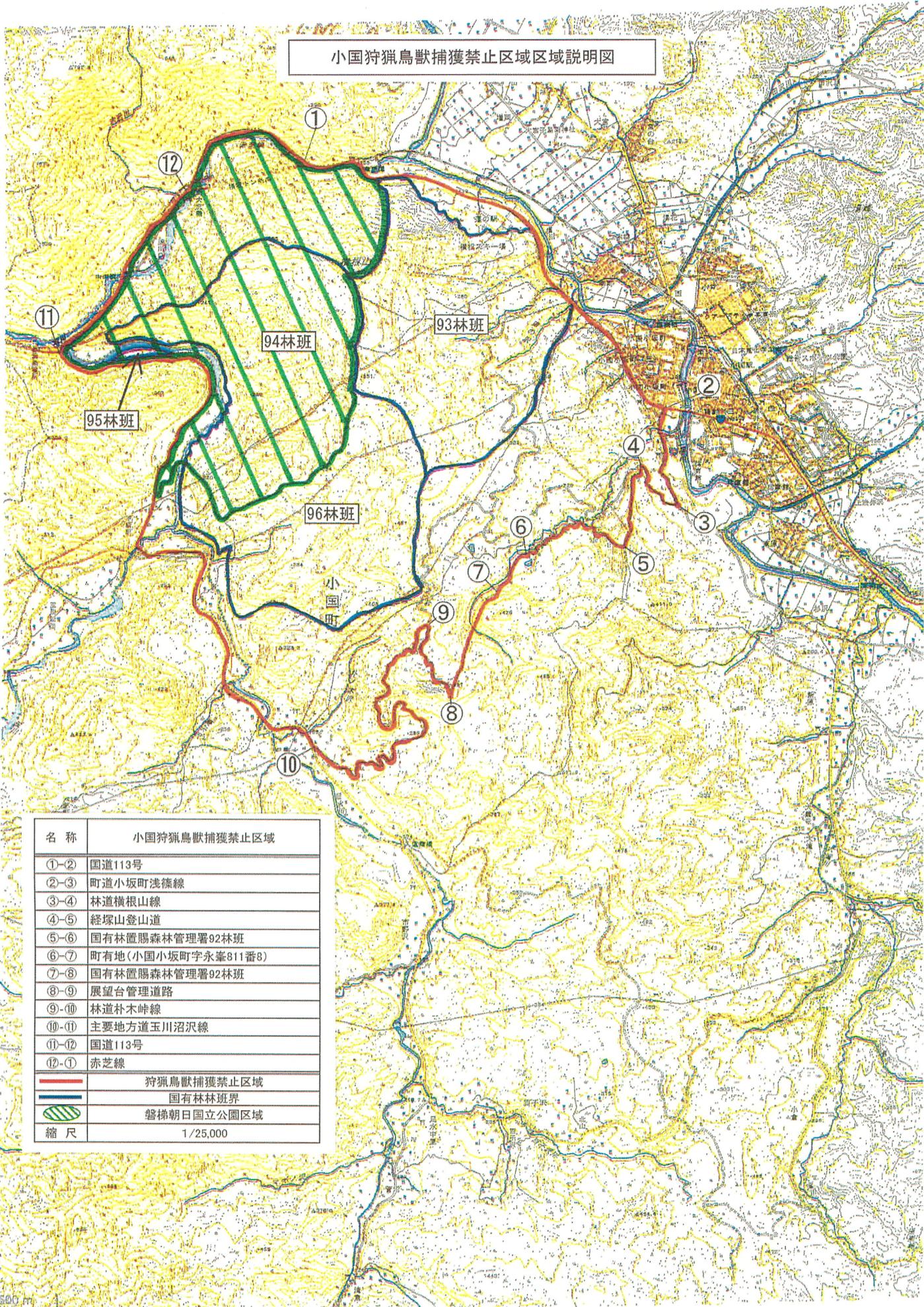
獣類

目	科	種または亜種	種の指定等(国)	種の指定等(県)	備考
サル目	オナガザル科	○ ニホンザル	—	—	
ネコ目	イヌ科	○ タヌキ	—	—	
		○ キツネ	—	—	
イタチ科	イタチ科	○ テン	—	—	
		イタチ	—	—	
		オコジョ	NT	NT	
クマ科	クマ科	○ ツキノワグマ	国際希少	—	
		ジャコウネコ科	ハクビシン	—	—
ウシ目	ウシ科	○ ニホンカモシカ	特別天然記念物	—	
ネズミ目	リス科	○ ニホンリス	—	—	
		ホンドモモンガ	—	—	
		ムササビ	—	—	
ウサギ目	ウサギ科	○ ノウサギ	—	—	
合計	5目	8科	13種		

(注)

- データは鳥獣保護区管理調査結果等に拠る。
- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、鳥類については「日本鳥類目録 改訂第7版(日本鳥類学会、2012年)」、獣類については「日本野生鳥獣目録(環境省自然環境局 野生生物課、平成14年7月)」に拠った。
- 種の指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト(平成24年改訂)、県レッドリスト【鳥類】(2015)、レッドデータブックやまがた【野生動物】(2019)
CR: 絶滅危惧ⅠA類、EN: 絶滅危惧ⅠB類、VU: 絶滅危惧Ⅱ類、
NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足
国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物: 文化財保護法による天然記念物、特別天然記念物: 文化財保護法による特別天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。

小国狩獵鳥獸捕獲禁止区域区域説明図



名称	小国狩獵鳥獸捕獲禁止区域
①-②	国道113号
②-③	町道小坂町浅篠線
③-④	林道横根山線
④-⑤	経塚山登山道
⑤-⑥	国有林置賜森林管理署92林班
⑥-⑦	町有地(小国小坂町字永峯811番8)
⑦-⑧	国有林置賜森林管理署92林班
⑧-⑨	展望台管理道路
⑨-⑩	林道朴木峠線
⑩-⑪	主要地方道玉川沼沢線
⑪-⑫	国道113号
⑫-①	赤芝線
	狩獵鳥獸捕獲禁止区域
	国有林林班界
	磐梯朝日国立公園区域
縮尺	1/25,000